

岡山市第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1 計画名

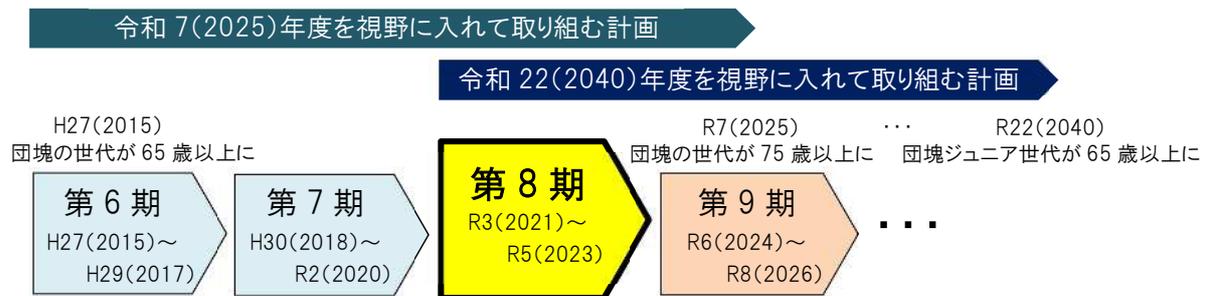
岡山市第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(地域包括ケア計画)

2 概要

高齢者福祉に関する施策全般を定める「高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業について、そのサービス見込量や介護保険料等を定める「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

3 計画期間等

計画期間は、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度までの 3 年間とし、計画期間の最終年度である令和 5(2023)年度中には、計画の見直しを行い、令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度までを期間とする次期計画を策定します。



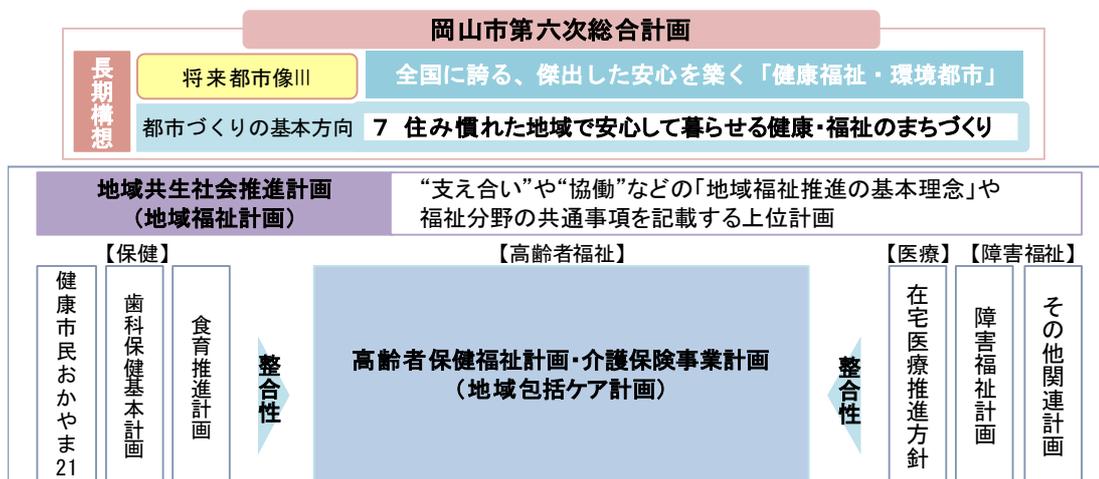
4 計画の位置付け

(1) 法定根拠

老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」に位置付けられます。

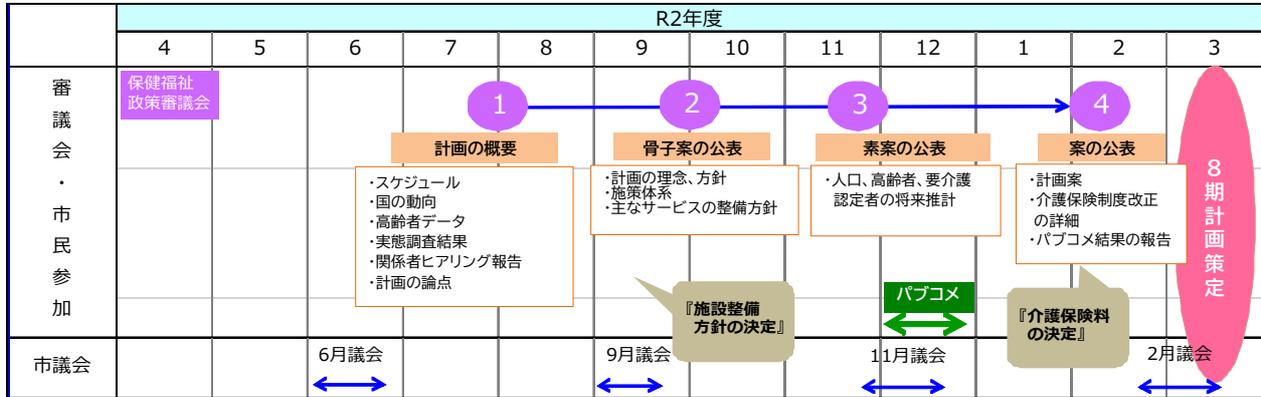
(2) 岡山市における計画上の位置付け

本計画は、岡山市政の基本指針である岡山市第六次総合計画を上位計画とし、保健福祉分野に関する個別計画の一つとして、関連する計画との整合性を図りながら策定します。



5 策定スケジュール

令和2年	8月	計画の概要	令和3年	2月	計画案の公表
	9月	骨子案の公表		3月	計画策定・公表
	11月	計画素案の公表			



6 市民・事業所等の意見反映

- 地域に居住する高齢者や介護サービス事業所、関係団体等の実態、課題等を把握するため、「高齢者実態把握調査」と「関係者ヒアリング」を実施しました。
- また、計画素案についてパブリックコメントを実施することにより、幅広い市民意見の把握に努めます。